

関係自治体からいただいた ご意見に対する考え方

(H20. 7. 25 版)

参考配付資料⑥ 関係自治体からいただいた意見に対する考え方（H20.7.25版）

- ・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
- ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	美和ダムから上流における治水対策の検討については、長野県及び関係自治体と連絡調整を密にして実施していただきたい。	戸草ダムの治水上の必要性は変わらないものの、戦後最大洪水規模相当の洪水を目標とした段階的な計画である河川整備計画では平成18年7月豪雨による被害を鑑みると、限られた予算の中で、早期に天竜川上流部の治水安全度を確保するためには、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化が最適であると判断し、河川管理者の選択案を示したものです。	第3章第1節第1項1(3)②美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	「天竜川水系河川整備計画」へ戸草ダム建設を位置づけること。	戸草ダムの治水上の必要性は変わらないものの、戦後最大洪水規模相当の洪水を目標とした段階的な計画である河川整備計画では平成18年7月豪雨による被害を鑑みると、限られた予算の中で、早期に天竜川上流部の治水安全度を確保するためには、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化が最適であると判断し、河川管理者の選択案を示したものです。	第3章第1節第1項1(3)②美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	素案では美和ダム上流域の安全対策について考慮されていない。上流域の治水、安全対策を盛り込むこと。	ご意見を踏まえ美和ダム上流域の対策については、P3-5の記述を「美和ダム上流域において関係機関と調整を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施する。」と修正しました。	第3章第1節第1項1(3)②美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	流域全体を考えたとき、戸草ダムの建設により洪水流量の調整を図るほうが効率的である。	戸草ダムの治水上の必要性は変わらないものの、戦後最大洪水規模相当の洪水を目標とした段階的な計画である河川整備計画では平成18年7月豪雨による被害を鑑みると、限られた予算の中で、早期に天竜川上流部の治水安全度を確保するためには、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化が最適であると判断し、河川管理者の選択案を示したものです。	第3章第1節第1項1(3)②美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	戸草ダム建設のために移転された方への誠意ある対応を行うこと。	戸草ダムの建設のために住み慣れた土地をお譲りいただいた方々がおられること、地域の方々の協力を得てこれまでの事業を進めてきたことは十分承知しております。	—
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	伊那市内の内水対策に配慮した河川整備を図ること。	直接的な内水対策は地方自治体の責任で対応していただくことが基本となりますが、一級河川に関わる箇所、また霞堤（開口部）については関係機関と調整、連携により土地利用規制等を適宜、実施していきたいと考えています。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化P3-6 第3章第1節第1項3(3)狭窄部上流の水位上昇対策P3-11
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	三峰川船形沢で大規模な土砂崩落が発生している。下流域の安全を図るダムを建設すること。	ご意見を踏まえ美和ダム上流域の対策については、P3-5の記述を「美和ダム上流域において関係機関と調整を図りながら土砂対策・河床安定化対策等を実施する。」と修正しました。	第3章第1節第1項1(3)②美和ダム等既設ダムの洪水調整機能の強化P3-5

- ・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
- ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	既得の農業水利の補給、河川維持流量の確保をすること。	水利用の合理化や減水区間の解消に向け関係者と調整を図り維持流量の回復を図っていきます。	第3章第1節第2項2(1)水利用の合理化P3-12
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	三峰川の複断面化による河川区域内を有効利用できるようにすること。	三峰川の河道を復断面化して高水敷きを整備する等の河川整備は考えていません。整備計画では自然再生事業として樹木の伐開、河床の高い砂州の掘削を実施し本来の礫河原環境の再生を目指しています。親水施設については伊那市等と連携して必要に応じて整備していきます。	第3章第1節第3項河川環境の整備と保全に関する事項P3-13
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	三峰川の維持流量を、現状のおよそ1トンから2トンに増量すること。	河川整備基本方針の流水の正常な機能を維持するために必要な流量の検討結果から三峰川の維持流量は、新山川合流後で最大1.6m ³ /sが必要という結果となっており、必要な流量が概ね満たされています。今後とも河川流量の改善のため水利用の合理化を進めます。	第3章第1節第2項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項P3-12
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	国土交通省のご理解のもと、桜堤を設置しているが、今後も桜堤を増やすこと。	今後とも関係機関と連携して整備していきます。	第3章第1節第3項3(1)人と川との関係の再構築P3-16
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	上伊那の中心市でもある伊那市に防災拠点を整備すること。	ご意見を踏まえ河川防災ステーション(左岸191.4k)を整備予定箇所として追加しますので各種調整、用地の確保等ご協力をお願いします。	第3章第1節第1項3(1)①河川防災ステーション等の整備P3-10
「天竜川水系河川整備計画」策定に伴う行政説明会	駒ヶ根市	「泳げる天竜川」になるよう諏訪湖のアオコ対策等の水質浄化を図ること。	水質改善の取り組みの重要性からご意見などを踏まえ、P3-18の記述を「水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。諏訪湖においては、水質保全計画に基づき、下水道整備、工場排水対策のほか、流入支川の河川浄化対策等に取り組む。」と修正しました。	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進P3-18

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	体育施設として河川占有をしていますが、素案を見る限り記述がありません。附図(イメージ)を見ると、現状の占有区域はそのまま利活用されるようですが、区域外の整備、上流部の流水管理により占有区域への影響はありますか。	河川整備計画(素案)には、占有施設の具体箇所を記載しておりません。附図には公園やグラウンド等の利用施設は明示しております。占有施設に影響を及ぼす整備は含まれておりませんが、災害復旧や他の占有申請により影響が生じる可能性がある場合は協議させていただくこととしています。	第3章第2節第1項5許可工作物の適正維持管理 第3章第2節第3項2(3)河川利用・水面利用の適正化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	地名の修正 勾坂中→勾坂中	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	地名の修正 駒馬→駒場	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	天竜区渡ヶ島地内付図27.6k付近右岸の既設テトラポットは、度重なる増水による侵食により沈下し、護岸の崩壊が懸念されます。よって、新たなテトラポットの増設を要望する。	洪水等による浸食から堤防や河岸を防御するため、高水敷幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗掘が発生している箇所について、高水敷や護岸の整備を実施することとしています。また、維持管理においても必要に応じて所要の対策を講じていくこととしています。今年度(昨年度一部実施)災害対応することとしています。	第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	天竜区谷山山地内堤防整備について、既存の堤防がありますが、整備計画での具体的内容(嵩上げ等)を明示願いたい。また、地元が心配している素案の位置から下流約100m区間についても、整備を検討願う。 素案(P8-3 表-3.1.9 は 36.6k付近を36.4付近に検討願う)	具体的内容については事業段階で説明させていただきます。 河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下対策で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第1節第1項2(1)洪水の
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	天竜区横山町地内、右岸側(元竜川中学校付近)37.0k付近～39k付近の堤防整備を計画に取り込むようお願いします。	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下対策で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	秋葉ダムは多量の放水をすると、昭和36年の浸水被害のようにダム直下の地区が洪水の危険にさらされることとなります。土砂の流下促進のため、今後は多量の放水が予想されることから、住民の不安は益々大きいものとなっています。秋葉ダムの洪水調整機能確保やダム直下の安全対策を整備計画に取り入れていただきたい。	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。また、秋葉ダムの洪水調整機能確保は計画しておりません。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	秋葉ダムでは、洪水時に堆砂を既設の排砂ゲートで同時に放水することとなっているが、ダム直下の鮎釣地区では洪水時の水位の上昇に不安をいただいています。鮎釣地区の附図の中には堤防の整備計画も示されていないので、安全な堤防高が確保されるようお願いします。	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	「中下流部では、船明ダム下流において、河道掘削、樹林伐開を行う。」とあるが、河道掘削の掘削量が膨大となり、市場に出回った場合、骨材市場を混乱させる可能性が大きいと想定される。掘削土砂の利用について、言及の必要があると考ええる。	河道掘削により発生した土砂は、関係機関との調整を図り、海岸域の養浜に活用することを記載しております。 治水事業で掘削した土砂がそのまま市場に出回ることはないと考えています。	第3章第1節第4項1(3)河道での取り組み
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表3-1-9 堤防強化(堤防整備)の計画がありますが、左岸上島キャンプ場から佐久間病院までの間、67k付近までは、玉石積や自然護岸になっていることから、堤防整備をお願いします。 左岸 67.6k付近～68.4k付近→67.0k付近～68.4k付近に	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第1項1(1)堤防の維持管理

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	天竜川の増水により大千瀬川との合流部の土地への冠水が過去に何度もあったことから、天竜川合流点から大千瀬川左岸約200m区間の護岸について、三遠南信自動車道の整備の具体化に合わせて、一体的な堤防整備をお願いします。	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第3章第1節第1項1(1)堤防の
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸中部橋から中部大橋区間(半場側)は、自然護岸になっていることから、堤防整備をお願いします。 右岸 66.4k付近～66.8k付近	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下で対応することとしています。また、河川巡視等により堤防や河道等の変状を適切に把握し必要に応じ所用の対策を講じることとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業 第3章第2節第1項1(1)堤防の
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	佐久間発電所下流の64km付近通称「豆こぼし」の川幅が非常に狭く蛇行しているため、佐久間ダム放流時においては、その上流の水位が上がり支流の河内川が滞留し地域住民の不安・心配は図りしれないものがあます。国道474号のトンネルが開通し川幅を広げることが可能になったため、拡幅をお願いします。左岸 64.3k付近～64.7k付近	河川整備計画(素案)においては、戦後最大洪水相当の流量を流下させるために、天竜川ダム再編事業による水位低下対策で対応することとしています。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	文章中「下流部水域における河道掘削はアユの産卵場に考慮して実施する。」とありますが、「アユやウナギの稚魚の遡上時期」についても配慮するよう、掘削時期についての記載を願いたい。	3章第1節第1項に「動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、必要に応じて代替措置等により環境への低減に努める。」と記載されています。 3章第1節第3項1(1)に「現状の河床形態や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した瀬・淵等の保全など、～」と記載(一部修正)されています。	第3章第1節第1項洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項 第3章第1節第3項1(1)良好な
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	樹木の伐開などにより、河口や沿岸を浮遊・流木化し、沿岸漁業のシラス船曳網漁業に支障が起きないように配慮願いたい。	樹木伐開後に樹木を放置しませんので浮遊、流木化することはありません。	第3章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	天竜川の栄養豊かな水が海を育てると言われます。ダムの堆砂を排砂することにより、発生する濁りによるアユ及び沿岸のシラスに影響が考えられるため、適切・慎重な対応を願いたい。なお、ダムから河口の物理環境・生物環境などに関するモニタリング状況について、随時情報提供を願いたい。	現時点においては、土砂バイパストンネルは出水時のみ運用することを考えております。また、現状の土砂動態及び土砂流下による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することを考えております。モニタリング状況については、適宜情報提供を図っていく予定です。	第3章第1節第4項1(5)④土砂の流下による環境変化の把握
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	秋葉ダムの排砂ゲートはEL93.0m、放流ゲートはEL94.5mでその差はわずか1.5mである。 この既設排砂ゲートから計画通りに年間20万m ³ の砂を流し出すことができるのか疑問がありますので、対策案を示されたい。	秋葉ダムについては、現時点においては出水時に貯水池の水位を低下させて自然河川に近い状態にして、流水の力によって既設ゲートから土砂を流下できると予測しておりますが、今後詳細な調査等により把握していきます。	第3章第1節第4項1(5)土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	秋葉ダムから放水は年間を通じて数日のみです。素案では佐久間ダムからの土砂バイパストンネルから供給される土砂が秋葉ダムに堆積するばかりと考えられ、地域は河床上昇による浸水被害を心配しています。 具体的にどのように土砂がダム湖下流へ移動し、ダムから排出されるのかについて計画案に示すことで、地域の不安解消を図るよう願いたい。	秋葉ダムについては、現時点においては出水時に貯水池の水位を低下させて自然河川に近い状態にして、流水の力によって既設ゲートから土砂を流下できると予測しておりますが、今後詳細な調査等により把握していきます。	第3章第1節第4項1(5)土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	文章中「・・・取水量等の情報をリアルタイムで集める・・・」とありますが、下流域での農水・上水・工水共有の取水施設の取水情報はリアルタイム化されていないと思われたいがどうか。	指摘のとおり修正いたします。	第1章第2節第5項河川維持管理の現状と課題

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	船着場整備について(人と河川との豊かなふれあいの確保に係る整備)天竜川親水公園整備計画との連携により、付図⑧28.6k付近(米沢)に乗船場及び付図⑦23.6k付近(阿蔵)に下船場の整備を「人と河川との豊かなふれあいの確保に係る施工場所」として、水辺のふれあい拠点整備を願う。	「浜松市と連携して整備を実施」として表-3. 1. 16に追加します。	第3章第1節第3項3(1)人と川との関係の再構築
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	昭和60年台風6号 全壊・半壊 (下流)の単位戸が抜けている	指摘のとおり修正いたします。	第1章第1節第2項治水の沿革
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸浜松市北区中瀬となっているが、浜松市浜北区中瀬であるので、訂正を。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項2(3)扇頂部対策
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	同上	指摘のとおり修正いたします。	第3章第2節第1項2(1)樋門・樋管の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	浜松市天竜区相津は→ 天竜区谷山 に訂正	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	整備・整備となっている。	指摘のとおり修正いたします。	第1章第1節第5項土砂管理の沿革
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸16.2kの八幡樋門は八幡樋管である。(3-26頁では樋管となっている)	指摘のとおり修正いたします。	附図5頁
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3. 2. 2 中瀬陸間の場所が「北区」となっているが「浜北区」である。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第2節第1項2(1)樋門・樋管の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.1の枠の1行目 右岸 南区松島町→三新町、大塚町→老間町、 枠の2行目 南区国吉町→東区国吉町、南区中野町→東区白鳥町、枠の4行目 左岸 浜松市浜北区上島→右岸に、訂正	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1. 2の 枠の3行目 南区松島町→三新町、6行目 南区大塚町→老間町、7行目 南区大塚町→新貝町、(同行6.0k付近は6.2k付近では) 9行目 東区国吉町→中野町、13行目 東区中野町→白鳥町、14行目 東区豊西町→常光町、16行目東区豊町→豊西町、18行目 浜北区高菌→竜南、20行目 浜北区高菌→新堀、21行目 浜北区八幡→永島、25行目 天竜区二俣町→浜北区上島、27行目 天竜区両島→渡ヶ島 に訂正	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.9 表のうち左岸 1行目 天竜区相津→谷山、2行目 天竜区佐久間町佐久間→佐久間町中部、 に訂正。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.11 浜松市南区松島町→三新町 に訂正	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.12 右岸 南区東町→老間町、2行目 大塚町→老間町、4行目 中野町→白鳥町、表*3-1.13 右岸 東区中野町→中野町～常光町 に訂正	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項2(1)洪水の通常的作用に対する安全性

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.16 左岸 浜松市南区→ 右岸 に訂正。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第1項3(1)②広域防災ネットワークの構築
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.17 天竜川の枠のうち 2行目 左岸 3.0k付近 ~29.2k付近 は 左右岸では。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第3項2(2)水辺景観の維持・形成
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表-3.1.18 天竜川周遊プラン 右岸 浜松市浜北区新野→東区豊町、天竜区二俣→二俣町鹿島 に訂正。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第3項3(1)人と川との関係の再構築
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	表のうち、浜松市内地名が異なる部分あると思われるので、精査を。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第2節第1項2(1)樋門・樋管の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	鹿島地点の流況に関する記述において、濁水流量が正常流量を下回った年が63年間で50年もあるならば平均濁水流量や1/10濁水流量が正常流量を下回することは必然と考えられますが、「・・・下回っている <u>うえに</u> 、・・・下回っている。」と記述することは、不自然だと感じました。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第2節第1項2(2)樹木の
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	「水利用の健全化」という記述に関しては、あまり聞いたことがなく違和感を感じました。前文からすると、「水循環系の健全化」ということでは。	「水利用実態の把握と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められている。」と修正しました。	第1章第2節第6項新しい課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	名称「天竜峡」は、名勝「天竜峡」の誤りではないか。	指摘のとおり修正いたします。	第3章第1節第3項2(1)特徴的な景観の維持・形成
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	第4項の最後。「海岸線がが後退している。」	指摘のとおり修正いたします。	第1章第2節第4項土砂管理の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	「はん濫警戒情報」を <u>発表すること</u> としている。(既に始まっているので、「発表している」が良いのでは)	指摘のとおり修正いたします。	第3章第2節第1項9(1)洪水時の管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	目標に関する事項の中で、「財政的な制約を考慮し」(第2項:利水)や「財政の制約、・・・の観点から」(第4項:総合土砂管理)という記述があります。財政上の制約があることは特に記述するまでもなく大前提であると思いますが、敢えて目標に関する箇所に記載する理由や、第1項(治水)と第3項(河川環境)では記載せず利水と総合土砂管理でのみ記載する理由があるのでしょうか。なお、財政上の制約について記述するのであれば、実施に関する事項において、3-1ページ7行目「さらに、」の後に「財政上の制約を踏まえ、」を加えるような記述とする方が相応しいと思います。	指摘のとおり第2項「財政的な制約を考慮し、」及び第4項「財政の制約、」を削除いたします。	第2章第3節第2項河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 第2章第3節第4項総合的な土砂管理に関する
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	佐久間ダム湖においては、CODの環境基準が非達成の状況であるが、このことについての記載が無い。また、このことに係る原因の追求と対策の推進についても記載する必要があると考える。	「佐久間ダム湖においては、環境基準値を若干上まわっている。」を追加いたします。水質の改善については、明確な原因が不明であるため、現段階では関係機関と連携・調整することとしています。	第1章第2節第3項河川環境の現状と課題 第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	河口部の砂洲でもアカウミガメの上陸・産卵が認められますので、参考までにお知らせします。	情報提供ありがとうございます。	—

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	「……ダムからの濁水長期化に対しても関係機関や地域住民等と連携し、天竜川本川の良い水質の維持と更なる改善に努める。」とあるが、濁水長期化についての改善を具体的に地域住民等と連携する部分は少ないと思われませんが、いかがか。 関係機関や地域住民との連携については、上流から下流まで全体を捉えた記載とされては。	「地域住民」を削除いたします。文面を修正します。	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	「良好な景観の維持・形成」について 浜松市においては、良好な景観形成に取り組むための目標や指針となるものとして浜松市景観形成基本計画を策定し、浜松市景観計画、浜松市景観条例と共に、平成21年4月の施行を予定しております。 特に天竜川は景観を構成する軸として大変重要な施設であることから、天竜川の魅力を活かした景観形成に取り組むことが必要であると考えております。 つきましては、(2)水辺景観の維持・形成の項に、河川整備に際し「良好な自然景観の保全・育成・活用」について沿線自治体の景観条例についてもご配慮いただきますようお願いいたします。	「また、景観法に基づき景観行政団体が策定する景観計画との整合を図る」を追加いたします。	第3章第1節第3項2(1)特徴的な景観の維持・形成
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	各地域への整備計画の説明や、地域の意見・要望を聞いていただいたことは、地域の市民としますと大変参考となり有意義な会であったと思います。今後は、更に一步踏み込んで、直接現地で地域の要望を把握していただけたらと考えます。	ご意見ありがとうございます。	—
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸15kから17.7kまでが自然利用ゾーンとなっているが、16.8kから17.7kは既に高水敷が整地されている為、整備ゾーンにすべきと思われます。	自然利用ゾーンは、河川の特有の自然環境や景観を活かし自然観察や野草広場等、準自然的な環境を整備し、散策や野鳥観察等、自然志向のレクリエーション活動の場として利用することが望ましい空間としています。	附図
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸19.7kから20.5kまで天竜川中瀬緑地と天竜川弁当野緑地として整備されているので、河川環境の現状として図示が必要と思われます。	現時点で、計画地となっている箇所については、特に明示しておりません。	附図
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	下から2行目「ダムからの濁水長期化」とあるが、濁度が800度以上になると浄水能力を上回るため、取水を一次停止しなければならないこともあり、濁水長期化対策の推進を願います。	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進に記載しております。	第3章第1節第3項4(1)水質の維持・改善の推進
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸13.5k付近から13.8k付近に整備されている豊西緑地について、河川環境の現状として図示が必要と思われます。	附図に表示いたします。	附図
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	浜松市	右岸24.5kから24.8k付近に、都市計画決定し整備されている天竜川鹿島上島緑地の表示が必要と思われる。	附図に表示いたします。	附図
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「河道掘削に伴い……適宜行う。」とありますが、 ・既定計画から計画HWLや計画河床高に変更(支川河道への影響)はあるのでしょうか。 ・具体的に、「霞堤の処理」、「擦り付け等の処理」の対象となる支川はあるのでしょうか。	HWLの変更はありません。また、計画河床の概念はありません。さらに、下流部の河道掘削は平水位以上(5Kから下流は-0.5m)ですので支川すりつけに影響は出ないと考えています。	第3章第1節第1項1(1)河道掘削・樹木伐開・引堤

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「河道改修により・・・海岸域の養浜に活用する。」とありますが、P.3-2の表-3.1.1に記載した「河道掘削」の土砂が全て対象となるという理解で良いでしょうか。	河道掘削の土砂を全て養浜に使うということではありません。事業費や関係機関との調整の中で土砂処理を適切に行っていくこととしています。	第3章第1節第4項1(3)河道での取り組み
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「安定した河床を維持するのに必要な砂利採取等の措置(P.3-22)」や「適切な河道管理を行うために、・・・民間活力を有効利用(P.3-27)」とありますが、民間の砂利採取の活用は、「河道改修」ではなく「維持管理」の対象になるという理解で良いでしょうか。	P3-22の表現は、上流部の表現ですので、地区を明確にしています。また、河道改修か維持管理という考えではなく排除すべき土砂が対象となっています。したがって、河道掘削としている箇所を砂利採取することもあります。	第3章第1節第4項1(3)河道での取り組み
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「渇水時における関係利水者の水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図るため「水利調整協議会」が組織され、水利使用の調整・合理的な水利使用の推進等を行っている」とあるが、3-16に渇水時の対応があるため、ここでは「また、円滑な水利用を図るため「天竜川水利調整協議会」が組織されており、水利使用の調整等が行われている」とすることが妥当。	実態に合わせ修正します。また、「天竜川水利調整協議会」に統一します。第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	…段階的に安全度を向上する画目標を設定…→各目標に訂正 ・計画規模を超える豪雨・渇水に見舞われたときにも、被害を最小化できる信頼性の高い危機管理対策を講じる。とありますが、渇水時の危機管理対策としては「天竜川水利調整協議会」を意味していると理解してよろしいか。	・「段階的に安全度を向上する画目標を設定」→「段階的に安全度を向上する計画目標を設定」に修正いたします。 ・「天竜川水利調整協議会」だけではなく第3章第2節第2項1(2)の渇水時の対応全てを意味しています。なお、第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第2章河川整備計画の目標に関する事項 第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「既存施設の発電運用を継続する」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。また、この内容は3-16にはどのように反映されているのでしょうか。	天竜川下流部の利水は、佐久間ダムをはじめとする電源開発(株)ダム群の運用後の状況により、又渇水時にあっては佐久間ダムの協力のもと行われています。これらの現状を踏まえ「・・・既存施設の発電運用を継続・・・」と記載しているものです。第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第2章第3節第2項河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 第3章第2節第
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	第2項 1(1)水利用の合理化2段落目の、「三方原用水、天竜川下流用水、馬込川掃流用水等の大規模取水の合理化に関し、関係者との調整を図る。」とありますが、具体的にどのような調整を想定しているのか。 2-(2)「正常流量を下回った場合は、」の後に、「下流既得利水者の意見を尊重し」を加えていただきたい。また、節水対策の記載のとおり、天竜川水利調整協議会の事務局の立場で、発電ダムからの流量補給、既得利水者も含む利水者相互間の水融通の節水対策等につきまして、早め早めの対応が図られるよう関係機関との連携を図るため節水対策のルール化を検討しておりますので、今後ともご指導をお願いします。	水利使用の形態は時代とともに変遷しています。その時々状況に応じ合理化のための調整は必要と考えています。これらを考慮し今後調整が必要であることを示唆しています。 水利使用は既得・新規を問わず地域住民の生活や産業に大きな役割を担っています。渇水時にはそれぞれが相互理解と互譲の精神により対応すべきであり、既得・新規共にその意見は尊重されるべきものと考えています。	第3章第1節第2項1(1)適正な水利権許認可 第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「情報提供、情報伝達体制を整備する」とありますが、ハード面の具体的整備をどのように想定しているのか。	今後、関係機関と調整しながら具体化します。	第3章第1節第2項3(1)情報提供・情報連絡体制
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「河道沿いは「天竜奥三河国定公園」に指定されており、」とあるが堤内が公園区域に指定されている箇所は、堤外も公園区域に指定されているため適切な表現に改めてもらいたい。	「中流部では、天竜奥三河国定公園に指定されている部分があり」に修正します。	第1章第2節第3項河川環境の現状と課題

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	(1)良好な自然環境の保全・創生について 佐久間ダムのバイパストンネル整備に伴う自然環境の保全に関する記述を加えてもらいたい。	土砂バイパストンネルの整備を含む天竜川ダム再編事業については、第3章第1節第4項1流砂系の健全化において、「継続的なモニタリングによって、土砂動態及び土砂の流下による環境変化の把握に努め、その結果を分析して維持管理を含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進する。」と記載しています。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	(2)動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創生について 当該整備計画全体で、天竜奥三河国定公園内における「土地の形状変更面積が1ha以上の場合」又は「道路整備において2km以上の場合」は、生息状況調査及び保全対策を実施する必要があることに留意してもらいたい。 (自然公園法施行規則第10条第3項)	事業実施段階において留意します。	第1章第2節第3項河川環境の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	修繕(一部の維持管理を含む)を除く施設整備等の各行為については、天竜奥三河国定公園内である場合は、県知事と事前に協議が必要となるため留意してもらいたい。(自然公園法第13条第3項)	事業実施段階において留意します。	第1章第2節第3項河川環境の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	天竜川中下流(浜北大橋より下流)には、水産資源保護法に基づきアユ保護水面が設定されている。 河道掘削等河川整備を実施するにあたっては、アユ産卵場のみならず、アユ保護水面に対する配慮も必要である。	第3章第1節第1項に記載しております。また、3章前文に「加えて、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、～」を追加します。	第3章河川の整備の実施に関する事項 第3章第1節第1項洪水、高潮等による災害発生の防止又
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	土砂の流下を行った場合、河川環境並びに水産動植物に対し、水質変化、生態系変化等何らかの影響を与えるものとする。 天竜川の本流・支流には漁業権が設定してあるため、配慮が必要である。 また、関係機関として6つの漁業協同組合があるため、それぞれの団体との調整が必要である。	現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することを考えています。 また、必要により関係機関への説明等を行います。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	本文中、「佐久間ダムへの洪水調節容量の確保により水位低下を図る」とあるが、天竜川下流用水や三方原用水等の取水はダム運用の影響を受けるため、利水者との調整を至急行っていただきたい。	天竜川からの利水は地域の住民生活及び産業にとって大変重要なものと当方としても認識しています。 なお、天竜川下流部の利水は、佐久間ダムをはじめとする電源開発(株)ダム群の運用後の流況により、又渇水時にあつては佐久間ダムの協力の下行われていますが、ダム運用の反射的利益あるいは利水者と電源開発(株)との協定によるものと認識しています。電源開発(株)のダム群の運用は、専ら電源開発(株)の権限によることです。	第3章第1節第2項1(1)適正な水利権許認可
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	現在でも、出水時には農業用水の調整水槽に土砂が堆積する事例が報告されており、バイパス施設により河道への土砂供給量が増加するようになった場合、堆積する頻度が高くなるのが懸念される。バイパス施設のモニタリング時には、利水への影響を調査していただきたい。	現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することを考えております。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「透過型砂防堰堤の新設が行われており、継続して事業に取り組んでいく」について、国交省直轄砂防以外の取組みとも連携を図る旨の記述を追加されたい。	「また、関係機関との調整を図り、土砂崩壊等を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。」を追加します。	第3章第1節第4項1(1)土砂生産域での取り組み

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「佐久間ダム下流で0から20万m ³ 増加させ」について、単位をm ³ /年に訂正されたい。	指摘のとおり修正いたします	第3章第1節第4項1(2)③佐久間ダム恒久堆砂対策(天竜川)
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「土砂の海岸までの到達状況」のモニタリングについて、調査頻度や調査方法など、具体的な計画があればご教示いただくようお願いします。また、海岸浸食の検討に役立てたいため、支障の無い範囲で、県に調査結果を情報提供していただくようお願いします。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていくことを考えています。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	佐久間ダムからの排砂量約20万m ³ は、資料-4の「流下土砂量の予測」によると、数字上概ね河口まで到達することとなっていますが、河床掘削や砂利採取により河道から搬出される土砂は考慮されているのでしょうか。	流下土砂量の予測(試算)は、河川整備計画(素案)の河道断面をもとに試算しています。したがって、河道掘削(砂利採取で実施する場合も含む)は考慮されています。	第3章第1節第4項1(2)③佐久間ダム恒久堆砂対策(天竜川ダム再編事業)
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「洪水調節容量に堆積する土砂をすべて流下」と記載されているが、整備計画説明資料-4では、「佐久間ダムへの流入土砂量56万m ³ /年に対し、流下土砂量20万m ³ /年」となっている。差分はダムに堆積するように考えられ、記述内容と相違があるように考えられる。仮に、堆積するのであれば、対応はどのように考えているのかご教授願いたい。	天竜川ダム再編事業においては、佐久間ダムに流入する土砂全てではなく、洪水調節容量内に堆積する土砂を流下させることを考えています。現時点においては、流下土砂量の予測で示した土砂量が河口に到達すると試算しておりますが、今後より詳細な検討を行っていきます。また、現状の土砂動態及び流砂による環境変化の把握に努め、その結果を分析して土砂対策に反映し、順応的な土砂管理を推進することを考えております。	第3章第1節第4項1(2)③佐久間ダム恒久堆砂対策(天竜川ダム再編事業)
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「海岸侵食の抑制等」に対処するために、河口部での流下砂量30万m ³ /年を想定している。海岸汀線維持に必要な量との差分については、河道掘削により発生する土砂を養浜材として活用するなどにより、さらなる抑制の効果を考慮していただいていると拝察されるが、これらの対応により海岸侵食の抑制に対し見込まれている効果などについて、可能であればご教示願います。	海岸侵食の抑制には、土砂生産域やダム、河道、海岸といった全域での取り組みが必要と考えています。また、海岸管理者との連携に努めていく考えですが、海岸侵食の抑制予測については海岸管理者である県が検討するものと考えています。	第3章第1節第4項1流砂系の健全化
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「ダムの貯水池の維持管理として、必要に応じて堆積土砂の除去などの対策を実施」とあるが、これは恒常的な(毎年一定量を対象とした)維持管理を想定されているのか、ご教示願います。	国管理のダム貯水池において、堆砂進行による洪水調節機能の低下を防ぐために必要な堆積土砂の除去について記載しており、毎年の維持管理が必要と考えています。	第3章第2節第1項8ダム貯水池の維持管理
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「かんがい用水としての利用が社会慣行として成立した水利秩序が権利化したものが多く、昭和39年(1964)の新河川法制定により慣行水利権については許可水利権化を進めてきた」とあるが、「かんがい用水としての利用が社会的慣行的に承認され、その水利秩序が権利化されたいわゆる慣行水利権が多く、昭和39年(1964)の新河川法制定以降、これを許可水利権化するよう進めてきた」とする方が文意上妥当と考える。	「河川水の利用の多くを占める農業用水は、古くからかんがいに利用され、社会的慣行として権利化されたものが多く、昭和39年(1964)の新河川法制定以降、こうした慣行水利権の許可水利権化を進めてきた。」と修正しました。	第1章第2節第3項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「その権利内容が明確ではないことから」とあるが、「かんがい用水としての目的がはっきりとしている中で、現状に即した取水時期や取水量が整理されていないことから」と修正願いたい。	「一方、現在でも慣行水利権は存在しているため、河川の適正な利用に向け、取水施設の改築や関連事業の実施等の機会に許可水利権化を進めている。」と修正致しました。	第1章第2節第3項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「新規磐田・浜名増量用水」となっているが、「天竜川下流用水(既得分を除く)」と修正願いたい。	指摘のとおり修正いたします。	第1章第2節第3項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「水利調整協議会」となっているが、「天竜川水利調整協議会」と修正願いたい。	指摘のとおり修正いたします。	第1章第2節第5項河川維持管理の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「水利用の合理化を推進することにより、流水の正常な機能の維持に必要な流量の一部を回復するよう努める」とあるが、「水利用の合理化」とは具体的にどのようなことを想定しているのか？	水利使用の形態は時代とともに変遷しています。その時々状況に応じ合理化のための調整は必要と考えています。これらを考慮し今後調整が必要であることを示唆しています。	第3章第1節第2項1(1)適正な水利権許認可
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「三方原用水、天竜川下流用水、馬込掃流用水等の・・・」となっているが、馬込掃流用水は天竜川下流用水に含まれているので、馬込掃流用水を削除し、「三方原用水、天竜川下流用水等の・・・」と修正願いたい。	項目全体の文章見直しで、指摘箇所は削除しています。	第3章第1節第2項1(1)適正な水利権許認可
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「大規模取水の合理化」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか？	水利使用の形態は時代とともに変遷しています。その時々状況に応じ合理化のための調整は必要と考えています。これらを考慮し今後調整が必要であることを示唆しています。	第3章第1節第2項1(1)適正な水利権許認可
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「情報提供、情報伝達体制を整備する」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか？	今後、関係機関と調整しながら具体化します。	第3章第1節第2項3(1)情報提供・情報連絡体制
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	文章中、「正常流量を下回った場合は、渇水被害の軽減及び正常流量の保持に向け・・・」となっているが、「正常流量を下回った場合は、下流既得水利者の意見を尊重し、渇水被害の軽減及び正常流量の保持に向け・・・」と修正願いたい。	既得水利権については、新規利水にある豊水条項(鹿島85m ³ /s)が付されていません。水利使用はその許可条件に基づき実施されるべきであることは渇水時であっても変わるところではありません。しかし、水利使用は既得・新規を問わず地域住民の生活や産業に大きな役割を担っています。渇水時にはそれぞれが相互理解と互譲の精神により対応すべきであり、既得・新規共にその意見は尊重されるべきものと考えています。なお、第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	渇水時の対応について内容が重複しているので、3-30の渇水時の対応は不要ではないか。 3-30を残す場合は、3-16の記述に合わせ、「関係機関と連携して渇水対策の強化を図る」という記述を「関係機関との連携を強化する」と訂正願いたい。	ご指摘を踏まえ、第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「34年間で13年、22回の取水制限」について、根拠資料を確認させていただきたい。	第92回河川整備基本方針検討小委員会 参考資料 参考資料 1-2 天竜川水系の流域及び河川の概要(案) p5-17 にてご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/080319/080319-siryu.html	第1章第2節第3項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	1-24ページ4行目からの「渇水時における・・・「水利調整協議会」を開催が組織され・・・」を「・・・天竜川水利調整協議会」が組織され・・・」に訂正願いたい。また、この文章は第5項 河川維持管理の現状ではなく、1-18ページの第2項河川水の適正な利用に関する現状に記載すべきと思いますが、ご見解を願います。	ご指摘のとおり「渇水時における関係利水者間の水利用の調整を円滑に行い、合理的な水利用の推進を図るため、天竜川水利調整協議会等を組織し、適宜開催している。」と修正しました。又記載項目ですがご指摘のとおり第2項とも重複しておりますが、現状で実施している内容を示しているため、第5項での記載としております。	第1章第2節第5項河川維持管理の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	静岡市	「主な利水者からは、取水量等の情報をリアルタイムで集める等の低水管理を実施している。」とありますが、具体的な内容を教えていただきたい。	「リアルタイム」を削除しました。	第1章第2節第5項河川維持管理の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	P1-17 4行目及び6行目 最大約54万m ³ /日 → 最大約54万m ³ /日 P1-21 第4項最終行 ・・・や海岸線がが後退 → ...や海岸線が後退 P1-24 6行目 『・・・「水利調整協議会」を開催が組織され、』を『・・・「水利調整協議会」が組織され、』等に修正してはいいかがか？	指摘のとおり修正します。	第1章第2節第2項河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題 第1章第2節第5項河川維持管理の現状と課題
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	P.2-6 4行目 「既存施設の発電運用を継続することと「流水の正常な機能の維持に必要な流量の一部を回復することとの関係が理解できませんので、具体的にどのような取組を行うことなのかご説明願います。」	天竜川下流部の利水は、佐久間ダムをはじめとする電源開発(株)ダム群の運用後の状況により、又渇水時にあっては佐久間ダムの協力のもと行われています。これらの現状を踏まえ「・・・既存施設の発電運用を継続・・・」と記載しているものです。また、「水利用の合理化を推進することにより、流水の正常な機能の維持に必要な流量の一部を回復するよう努める」としており直接的には関係がありません。	第2章第3節第2項河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	P.3-16 (2)節水対策 1行目 節水対策等を行う場合を「正常流量を下回った場合」に限定する必要はあるのでしょうか？	「正常流量を下回った場合及びその可能性がある場合等の渇水時においては」に修正しました。なお、第3章第1節第2項に記載してあった「節水対策」を全削除し第3章第2節第2項1(2)に集約します。	第3章第2節第2項1(2)渇水時の対応
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	P.3-6「(3)既設ダムの洪水調節機能の強化」において、「中下流部では、佐久間ダムに新たに洪水調節容量を確保する天竜川ダム再編事業により、洪水調節機能を強化する。」とあり、佐久間ダムの利水容量の一部が治水容量に変更される計画となっておりますが、豊川用水が取水できる期間(5/6～9/20)において利水容量が減ることによる豊川用水への影響が心配されますので、その影響についてご教示ください。	今後、天竜川ダム再編事業の詳細な検討・調整を実施し、事業計画の具体化を図っていく中で、必要により説明します。 なお、豊川用水の天竜川佐久間ダム地点からの取水は、鹿島地点流量85.404m ³ /sを超える範囲内での取水が条件となっており、佐久間ダムの貯留水の取水は認められていません。従って、利水容量が減ることによる豊川用水への影響は直接にはないものと考えております。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	P.3-6の表-3.1.7において、天竜川ダム再編事業後の総貯水容量は再編事業前に比べ16,152千m ³ の増量となるのに対し、有効貯水量は16,125千m ³ の増量となっており、増量分が一致していませんが、再編事業後の有効貯水容量は221,569千m ³ ではなく、221,596千m ³ ではないでしょうか。	指摘のとおり修正いたしました。	第3章第1節第1項1(3)②天竜川ダム再編事業

・書面でいただいたご意見は原文のまま記載しています。付箋でいただいたご意見は主旨を踏まえ内容を補足して記載しています。発言でいただいたご意見は内容を要約して記載しています。
 ・「多くのご意見をいただきましたので、現時点での河川管理者の考え方の記述に精粗がありますことをご容赦願います。」

意見をいただいた方法	開催場所	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
第1回天竜川水系河川整備計画策定説明会	名古屋市	○本件に関わる事業(工事中道路整備等の付帯工事も含める)について、事業により影響が及ぶ範囲内に記念物・埋蔵文化財等が所在する場合、文化財保護法に基づく手続きが必要になります。事業計画が具体的に策定された段階で、本委員会に記念物・埋蔵文化財包蔵地の所在の有無及びその取扱いについて照会願います。	・事業段階に留意します。	第1章第2節第3項河川環境の現状と課題
第6回天竜川流域委員会	浜松市	第4項の上から10行目、「ダム湖の利用としては……、昭和63年(1988)12月からインターハイの会場として利用されているほか、…」とあるが、船明漕艇場のインターハイは平成3年開催です。船明ダムの湖面利用としては、S59.8相津マリーナ完成、S61.5第1回市民ボート大会開催、H元.6船明漕艇場コース完成、H.2.3高校選抜大会、H3.8インターハイなどです。	「ダム湖の利用としては、船明ダムにおいてボート競技が盛んであり、昭和61年(1986)5月の市民ボート大会をはじめ、平成3年(1991)8月にインターハイ会場として利用されているほか、数多くの競技大会が開催されている。」と修正しました。	第1章第1節第4項河川環境の沿革